

諮問番号：平成30年諮問第17号

答申番号：平成31年答申第2号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）の一部を却下し、一部を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、同一世帯にある審査請求人○（以下「甲」という。）及び審査請求人○（以下「乙」という。）に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、甲及び乙が、本件処分に係る支給額についてどのような計算がされているのか分からない、乙名義の自動車（以下「本件自動車」という。）の売却に先立ち受けた本件自動車の検査に要した費用（以下「車検費用」という。）が収入認定額から控除されないことに疑問を感じる等と主張して、当該処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 平成30年3月17日、乙は、本件自動車の検査を受けた。
- 2 甲及び乙は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成30年4月2日付けで甲及び乙の世帯の保護を開始した。
- 3 平成30年4月5日、乙は、本件自動車を売却し、同月10日、その売却代金として○円の収入を得た。
- 4 平成30年4月12日、乙は、車検費用として○円を支払った。
- 5 処分庁は、平成30年4月27日付けで、乙の年金及び本件自動車の売却代金を収入認定し、甲及び乙の世帯に対して、本件処分を行った。
- 6 平成30年6月8日、甲から処分庁に対し、乙の年金の収入認定額が誤っているのではないかという問合せがあり、処分庁が確認したところ、計算方法に誤りがあり、過大に収入認定していたことが判明した。
- 7 平成30年6月15日、甲及び乙は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 8 処分庁は、平成30年6月27日付けで、甲及び乙の世帯に対して、過大に収入認定していた金額を追加支給する保護変更決定処分（以下「追給処分」という。）を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

甲及び乙は、本件処分に係る支給額についてどのような計算がされているのか分からない、車検費用が収入認定額から控除されないことに疑問を感じる等と主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、甲からの問合せによって判明した収入認定の誤りを認め、速やかに追給処分を行った。
- (2) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8の95において、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。」こととされているため、処分庁は、保護開始前に生じ、保護開始後に弁済された債務である車検費用を控除しないこととした。
- (3) 以上のとおり、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性の原理を規定する。そして、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。すなわち、法が目的とする最低限度の生活の保障は、収入等あらゆるものを最低限度の生活の維持のために優先して活用してもなお最低限度の生活が営めない場合に、困窮の程度に応じた保護を行うことである。
- 2 保護の程度は、最低生活費と収入として認定した額との対比によって決定されるところ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のエの(イ)において、「動産の処分による収入」については、収入として認定することとされており、また、次官通知第8の3の(5)において、収入から控除され得る必要経費を限定して挙げている。
- 3 年金等の収入については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1の(4)のアにおいて、「6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。
- 4 保護開始前に生じた債務については、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かって被保護者の最低限度の生活の維持を保障しようとする法の目的を踏まえ、問答集問8の95において、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。」こととされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 結論

本件審査請求のうち、年金の収入認定に係るものについては、審査請求の利益が消滅していることから行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により却下し、その余の請求は理由がないと認められることから、同条第2項の規定により棄却すべきである。

(2) 理由

ア 本件において、平成30年4月に入金された乙の年金につき収入認定の対象となる額は、局長通知第8の1の(4)のアにより、○円となり、介護保険料○円及び国民健康保険料○円を控除すると、収入認定額は○円となる。当初、処分庁は、収入認定額の計算方法を誤り、○円と認定したため、○円と○円の差額として1箇月○円の追加支給額が生じることとなった。その上で、処分庁が、同年6月27日付けで、年金収入の認定替えを行い、追給処分を行ったことにより、本件処分のうち年金の収入認定に係るものの取消しを求める法律上の利益は消滅していることから、甲及び乙の審査請求の利益は認められない。

イ 次に、本件自動車の売却代金は、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)にいう「動産の処分による収入」に当たるから、収入として認定されることとなる。甲及び乙は、車検費用は、保護を申請するに当たって、保有が認められていない自動車売却するために生じた費用であるから、収入から控除されるべきである旨主張するが、自動車の検査に要する費用は、次官通知第8の3の(5)のいずれにも当たらないから、収入から控除され得る必要経費とは認められない。また、甲及び乙は、保護が開始された平成30年4月2日以前に、本件自動車の検査を依頼し、保護開始後の同月12日に車検費用を支払っているところ、車検業者からの代金請求は同年3月20日になされている。そうすると、車検費用は、保護開始前に生じた債務であり、問答集問8の95にいう「過去の債務」に当たるから、必要経費として収入から控除することは認められない。

したがって、処分庁が、車検費用を収入から控除しないものとして本件処分を行った判断に不合理な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求の一部を却下し、一部を棄却すべきであると考えてるので、行政不服審査法第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会
第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|-----------------------|
| 平成30年12月12日 | 審査庁が審査会に諮問 |
| 平成31年1月21日 | 審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし） |
| 〃 1月24日 | 第1回調査審議（第1部会） |
| 〃 1月25日 | 審査会から処分庁に対して調査を実施 |
| 〃 2月4日 | 処分庁が審査会に調査の回答を提出 |
| 〃 2月18日 | 第2回調査審議（第1部会） |
| 〃 3月18日 | 第3回調査審議（第1部会） |
| 〃 3月18日 | 答申 |

第8 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求のうち、支給額の計算に係る部分について、乙の年金につき収入認定すべき額は、局長通知第8の1の(4)のアに基づき算定した〇円から介護保険料〇円及び国民健康保険料〇円を控除した〇円であるところ、当初、処分庁は計算を誤り、〇円を収入認定額としており、1月当たり〇円が過大に収入認定されていた。
- 2 この点、処分庁が平成30年6月27日付けで追給処分を行ったことにより、本件審査請求のうち、支給額の計算を理由として本件処分の取消しを求める法律上の利益は消滅していることから、甲及び乙の審査請求の利益は認められず、不適法な審査請求であり却下されるべきであるとした審査庁の判断は妥当である。
- 3 次に、甲及び乙は、本件自動車の売却代金から車検費用を控除して収入認定すべきである旨を主張していることから、以下この点を検討する。
- 4 本件自動車の売却代金は、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)にいう「動産の処分による収入」に当たるから、収入として認定されることとなる。この点、自動車の検査に要する費用は、必要経費と認められ得るものとして次官通知第8の3の(5)に掲げられている経費のいずれにも当たらない。また、乙は保護開始前の平成30年3月17日に本件自動車の検査を受けているところ、車検費用は保護開始前に生じた債務であり、問答集問8の95にいう「過去の債務」に当たるから、収入から控除することは認められない。

したがって、処分庁が、車検費用を収入から控除しないものとして本件処分を行った判断に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 北 村 和 生
委員 岩 崎 文 子
委員 岡 川 芙 巳